

2019年度老人福祉研修

各研修の内容やお申込みの取消・変更等につきましては、担当課にお問い合わせください。
 研修課 076-221-1833 総務管理課 076-224-1212 地域福祉課 076-224-1212 施設振興課 076-224-1211
 ボランティアセンター 076-234-1616 福祉サービス利用支援センター 076-234-2556 福祉の仕事マッチングサポートセンター 076-234-1151
 長寿生きがいセンター 076-258-3135 福祉サービス運営適正化委員会 076-234-2556

区分	No.	研修名	研修目的	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	担当課
								日数	定員		
老人福祉研修	28	高齢者施設初任者研修	高齢者施設職員としての基本的な心構えや、利用者をはじめとする他者との良好な関係を築くために必要な知識や技術を習得する。	高齢者の福祉、施設介護支援経過と記録、高齢者疾患の特徴、高齢者（利用者）の尊厳等	高齢者施設の3年未満の職員	①5月20日・6月3日 ②9月9日・9月19日	2	2	60	福祉総合研修センター	研修課
	29	高齢者施設中堅職員研修	高齢者施設における中堅職員として、利用者の気持ちに寄り添った介護や、専門分野の法令に基づき適切に対応するために必要な知識や技術を習得する。	栄養ケアマネジメントの視点と多職種連携、対人援助技術、施設介護支援経過と記録等	高齢者施設の3年以上の職員	①7月3日・11日 ②10月4日・16日	2	2	40	福祉総合研修センター	研修課
	30	高齢者施設リーダー研修	高齢者施設における指導的職員として、チームの力を引き出し活気ある職場づくりを目指すための効果的な手法や職員への指導・助言のあり方、リスクマネジメントなどリーダーとしての役割を果たすために必要となるスキル等を習得する。	スーパービジョン、リスクマネジメント、ファシリテーション	高齢者施設の指導的職員	11月	1	2	30	福祉総合研修センター	研修課
	31	認知症介護実践研修・実践者研修	認知症高齢者がその有する能力を発揮し、自立した生活を送るための認知症介護の専門的知識と技術を習得し、介護現場で尊厳を支える質の高いケアをより実践的に展開できる力を身につける。	「認知症ケアの基本的視点」、「認知症になることへの理解」、「認知症ケアの倫理と権利擁護」、「アセスメントとケアの実践の基本ⅠⅡ」、「生活環境づくりと地域資源の理解」、「認知症を患った人の家族の理解」、「認知症の人とのコミュニケーションの理解と方法」、「認知症の人の暮らしを支えるケアを実践するための視点」、「共に生活を楽しむための視点」、「実習オリエンテーション」、「実習課題の設定」、「実習報告」	石川県内の介護保険施設・事業所等（以下「施設」という。）に従事する介護職員等であって、認知症介護に関する基本的知識・技術を有し、介護現場経験が2年以上の者	①6月～8月 ②9月～11月 ③12月～2月	3	35	60	県社会福祉会館、 県社会福祉会館別館	長寿生きがいセンター
	32	認知症介護実践研修・実践リーダー研修	高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る	「認知症介護実践リーダーの研修の理解」、「認知症の専門的理解」、「認知症ケアに関する動向と地域展開」、「認知症介護実践リーダーの役割」、「チームにおけるケア理念の構築方法」、「実践者へのストレスマネジメントの理論と方法」、「チームケアのためのケースカンファレンスの技法と実践」、「認知症ケアにおけるチームアプローチの基本と実践」、「認知症の人の権利擁護の指導」、「認知症ケアの指導の基本的視点」、「認知症の人への介護技術指導」、「認知症の人の行動・心理症状（BPSD）への介護技術指導」、「職場内教育（OJT）の方法の理解と実践ⅠⅡ」、「認知症の人の家族支援方法の指導」、「認知症の人へのアセスメントの実践に関する指導」、「自施設実習の課題設定」、「実習のまとめ」	①石川県内の介護保険施設・事業者等において認知症介護に携わっている介護職員等であって認知症介護の経験年数が5年以上の者 ②過去に「痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）」を修了後、1年以上経過している者 *上記①②両方の要件に該当する者	7月～9月	1	41	20	県社会福祉会館別館	長寿生きがいセンター
	33	認知症対応型サービス事業管理者研修	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を、管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するとともに、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者として適切なサービスの提供に関する知識等を修得し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。	「地域密着型サービス基準について」、「管理者の実際の役割」、「介護従事者に対する労務管理について」、「アセスメントとケアプランの基本的考え方」、「第三者評価の実施について」、「高齢者の権利擁護と身体的拘束について」	①指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者になることが予定されている者 ②認知症介護実践研修における実践者研修（又は旧基礎課程）を修了している者 ③各事業に係る指定基準における管理者の要件（当該研修の受講を除く）を満たしている者 *上記①②③、全ての要件を満たしている者	①11月 ②2月	2	2	40	県社会福祉会館別館	長寿生きがいセンター
	34	認知症対応型サービス事業開設者研修	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者となる者が、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得する。	「認知症の基本的理解とケアのあり方」、「地域密着型サービス基準について」、「地域密着型サービスの取組について」、「認知症高齢者を支えるために」、「現場体験」	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者又は代表者になることが予定されている者	1月～2月	1	2	30	県社会福祉会館別館	長寿生きがいセンター
35	施設サービス計画策定研修	施設サービス計画策定の考え方と目的、また、その意義について学ぶことにより、個々の利用者に即した計画に基づく適切な介護等を実践し、利用者へのより良いサービスの提供を促進する。	施設サービス計画の目的・意義、アセスメントの視点、施設サービス計画の作成方法、経過記録とモニタリングの視点	高齢者施設の計画担当職員、介護職員、生活相談員等	8月26日・27日	1	2	50	県社会福祉会館	研修課	

2019年度老人福祉研修

各研修の内容やお申込みの取消・変更等につきましては、担当課にお問い合わせください。
 研修課 076-221-1833 総務管理課 076-224-1212 地域福祉課 076-224-1212 施設振興課 076-224-1211
 ボランティアセンター 076-234-1616 福祉サービス利用支援センター 076-234-2556 福祉の仕事マッチングサポートセンター 076-234-1151
 長寿生きがいセンター 076-258-3135 福祉サービス運営適正化委員会 076-234-2556

区分	No.	研修名	研修目的	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	担当課
								日数	定員		
老人福祉研修	36	老人施設栄養士・調理員研修	老人施設における栄養士・調理員の役割を確認するとともに、施設における食生活の充実を図る。	高齢者の栄養管理、おいしく楽しく安全な介護食、コミュニケーションスキル 等	老人施設の栄養士・調理員	8月22日	1	1	36	金沢市農業センター	研修課
	37	老人施設職員研究会議	利用者から信頼され選ばれる、質の高いサービスの提供を目指し、職員の資質・専門性の向上を図る。	講義、実践研究発表等	県老人福祉施設協議会会員施設の役職員	未定	1	1	70	未定	施設振興課
	38	県老人福祉施設協議会施設長・事務長等研修	これからの老人福祉施設経営と利用者サービスの質の向上について、模索するとともに、地域での福祉サービスの展開や老人福祉施設の役割について研究する。	人材確保・人材育成、施設経営 等	県老人福祉施設協議会会員施設の施設長・事務長等	3月上旬	1	1	80	未定	施設振興課
	39	県デイサービスセンター協議会職員研修	県デイサービスセンター協議会会員施設の職員に対し、必要な専門的知識および技術の修得を目的に研修を行い、質の高いサービスの提供を目指す。	未定	県デイサービスセンター協議会会員施設の職員	未定	2	1	50	未定	施設振興課
	40	県デイサービスセンター協議会センター長等研修	県デイサービスセンター協議会会員施設の職員に対し、必要な専門的知識および技術の修得を目的に研修を行い、質の高いサービスの提供を目指す。	未定	県デイサービスセンター協議会会員施設のセンター長等	3月上旬	1	1	50	未定	施設振興課
	41	県地域包括・在宅介護支援センター協議会センター長等研修	高齢者を取り巻く社会的情勢の変化と地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの役割を考える。	未定	県地域包括・在宅介護支援センター協議会会員施設のセンター長等	6月	1	1	30	未定	施設振興課
	42	県地域包括・在宅介護支援センター協議会職員研修	県地域包括・在宅介護支援センター協議会会員施設の職員に対し、必要な専門的知識および技術を修得する。	未定	県地域包括・在宅介護支援センター協議会会員施設職員	未定	1	1	30	未定	施設振興課
	43	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	①介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント、②自立支援のためのケアマネジメントの基本、③相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助後術の基礎、④人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理、⑤利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意、⑥ケアマネジメントのプロセス 等	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者	12月～3月	2	14	金沢100七尾80	地場産業振興センター七尾サンライフプラザ等	研修課
	44	介護支援専門員更新研修B(未経験者・再研修)	介護支援専門員として実務についていない者又は、実務から離れている者が、実務につく際に介護支援専門員として必要な知識、技能の再習得を図る。	①介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント、②自立支援のためのケアマネジメントの基本、③人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理、④介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)等	・介護支援専門員証の有効期間が2020年3月までで、介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者 ・介護支援専門員証の有効期間失効後に再交付を希望する者	12月～3月	2	11	金沢60七尾40	地場産業振興センター七尾サンライフプラザ等	研修課
45	介護支援専門員専門研修課程I(更新研修A)	現任の介護支援専門員(介護支援専門員証の更新をしようとする者)に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図る。	①ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定、②介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、③対人個別援助技術及び地域援助技術、④ケアマネジメントの実践における倫理、⑤ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践、⑥ケアマネジメントの演習(リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例等)、⑦個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習、⑧研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	・現任の介護支援専門員で、就業後6ヶ月以上の者 ・(更新)介護支援専門員証の有効期間が2020年3月までの現任の介護支援専門員又は実務経験を有する者	5月～7月	2	8	金沢130七尾70	県社会福祉会館七尾サンライフプラザ等	研修課	

2019年度老人福祉研修

各研修の内容やお申込みの取消・変更等につきましては、担当課にお問い合わせください。
 研修課 076-221-1833 総務管理課 076-224-1212 地域福祉課 076-224-1212 施設振興課 076-224-1211
 ボランティアセンター 076-234-1616 福祉サービス利用支援センター 076-234-2556 福祉の仕事マッチングサポートセンター 076-234-1151
 長寿生きがいセンター 076-258-3135 福祉サービス運営適正化委員会 076-234-2556

区分	No.	研修名	研修目的	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	担当課
								日数	定員		
老人福祉研修	46	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ（更新研修A）	現任の介護支援専門員（介護支援専門員証の更新をしようとする者）に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図る。	①介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、②ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例等）	・現任の介護支援専門員で、就業後3年以上の者 ・（更新）介護支援専門員証の有効期間が2020年3月までの現任の介護支援専門員又は実務経験を有する者	7月～8月（2回） 10月～11月（2回）	4	4	100	県社会福祉会館等	研修課
	47	主任介護支援専門員研修	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図る。	①主任介護支援専門員の役割と視点、②ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援、③ターミナルケア、④人材育成及び業務管理、⑤運営管理におけるリスクマネジメント、⑥地域援助技術、⑦ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現、⑧対人援助者監督指導、⑨個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡを修了した者で、①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上の者、②ケアマネジメントリーダー養成研修の修了者で専任の介護支援専門員として従事した期間が通算3年以上の者、③主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者 等	9月～12月	1	12	70	県社会福祉会館 福祉総合研修センター	研修課
	48	主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて研修の受講を課すことにより、主任介護支援専門員としての役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。	①介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向、②主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践（リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例等）	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者で、①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者、②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 等	8月～11月	1	9	100	県社会福祉会館 福祉総合研修センター	研修課
	49	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所において利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画及び看護小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識や技術を修得する。	「行政説明～小規模多機能型居宅介護について～」、「総論・小規模多機能ケアの視点」、「地域生活支援」、「ケアマネジメント論」、「居宅介護支援計画作成の実際」「チームケアについて」	①小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている介護支援専門員 ②認知症介護実践研修における実践者研修（又は旧基礎課程）を修了している者 *上記①②、両方の要件を満たしている者	①11月 ②3月	2	2	20	県社会福祉会館別館	長寿生きがいセンター
	50	生活支援コーディネーター養成研修	地域包括ケアの着実な推進のため、市町村で配置し生活支援・介護予防の基盤整備を進める「生活支援コーディネーター」に対して研修を実施し、必要な知識・技量の修得を支援する。	講義（コーディネーターの役割等）、実践発表、事例検討	市町村に配置されている生活支援コーディネーター	10月	1	2	60	未定	地域福祉課